

## 第3章 介護保険制度の改正

### 1. 介護保険制度の改正の主な内容

#### 1 地域共生社会の実現に向けた改正

地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法や介護保険法等の関係法律が改正され、2021年度（令和3年度）からの制度改正に向けて順次施行されます。

介護保険制度では、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」の4点から改正が行われました。

#### （1）地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、従来の分野（属性）別の支援体制ではなく、包括的な支援体制を構築できるよう、「一体的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援」を実施する事業が創設されます。

福岡市では、各専門相談機関等が抱える複合化・複雑化した地域生活課題に対応するため、多機関協働の機能強化に向けた検討を進めます。

#### （2）地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

介護サービス需要の更なる増加・多様化などに対応するため、認知症施策や介護サービス提供体制の整備等について、地域の特性に応じた更なる取組みを推進することとされています。

#### （3）医療・介護のデータ基盤の整備の推進

地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築に向けて、介護分野におけるデータ活用を更に進めるため、また、医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等のための規定の改正が行われました。

#### （4）介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護福祉士資格の取得のための国家試験の義務付けについて、2021年度（令和3年度）介護福祉士養成施設卒業者までは、国家試験に合格しなくても、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする、経過措置が設けられています。この経過措置が2026年度（令和8年度）卒業者まで延長されます。

その他、有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための規定が整備されます。

## 2 その他の改正

### (1) 食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し

施設での食費・居住費の助成について、負担の公平性の観点から、所得段階間の均衡を図るための見直しが行われます。

具体的には、所得段階の第3段階（世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超）について、「本人年金収入等120万円超」を別段階に区分し、第4段階（本人が市民税課税者等）との本人支出額の差額の概ね2分の1の額を本人の負担限度額に上乘せする、ショートステイ時の自己負担についても第2段階と第3段階に上乘せする、助成の要件となる預貯金等の基準について所得段階に応じ設定する見直しが行われます。

### (2) 高額介護（予防）サービス費の見直し

要介護認定者が1か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により高額介護サービス費として支給されますが、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、年収約770万円以上の方と年収約1,160万円以上の方については、世帯の上限額が現行の44,400円から、それぞれ93,000円、140,100円に引き上げられます。

### (3) 要介護認定の見直し

要介護認定期間を更新する際の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された方については、有効期間の上限を、36ヶ月から48ヶ月に延長することが可能となります。

### (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の見直し（対象者及びサービス単価の上限の弾力化）

要介護度が要支援から要介護に変わると、これまで利用していた要支援者等向けの総合事業のサービスから、要介護者向けの介護保険のサービスに変更する必要があります。そこで、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する要支援者等が要介護者となっても、それまで受けていた総合事業のサービスの利用を継続できることとなります。また、サービス利用時の単価についても国が定める単価が「上限」から「目安」となり、市町村独自で定めることができるようになります。

なお、福岡市の総合事業のサービス（介護予防型訪問・通所サービス及び生活支援型訪問・通所サービス）は、事業者により実施されており、その事業者のほとんどが、要介護となってから利用するサービス（訪問介護、通所介護）も実施しています。

このため、利用者の要介護度が要支援から要介護となっても、同じ事業者でのサービスの利用を継続することで、対象者の弾力化によることなく、概ねそれまでのつながりを維持することができます。